

# 販路開拓や消費喚起のための取組を補助します！

茅野市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等に対し、今後の事業の持続化を支援するため、販路開拓に係る広告費や消費喚起のためのクーポン券等の作成費用に要した経費の一部を補助します。

## 補助概要

第2弾

- 補助対象者** 市内に事業所等を有する中小企業者等であって、新型コロナウイルス感染症対策を実施しているもの
- 補助対象経費** 対象期間内に**実施した**事業が対象となります。

①新たな販路開拓に要した費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品やサービスをPRするための広告・宣伝費用（ウェブ広告、新聞広告等）</li> <li>ホームページ開設又はリニューアルに要した経費等</li> </ul>
②消費喚起のために要した費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>クーポン券の作成に伴う費用</li> <li>スクラッチカード等の作成に伴う費用 等</li> <li>※プレミアム分の費用は対象となりません。</li> </ul>

①、②の併用も可となりますが、補助対象期間内に支払いが完了するようにしてください。

- 補助率** 補助対象経費の2/3 補助限度額は5万円

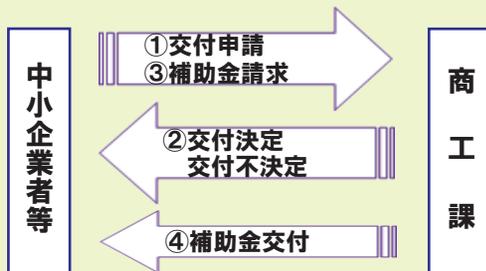
・消費税は含まないこと。  
 ・国等の類似の補助金との併用はできません。  
 ・振込手数料等は対象外となります。

補助上限額

**5**万円  
1回限り

- 補助対象期間** 令和4年4月1日～令和4年9月30日

- 申請手続き** 令和4年4月1日～令和4年10月31日



※補助対象要件に該当しない場合は不交付となりますので、ご了承ください。

### 申請書類・報告書類

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 対象経費について支払った領収書もしくはレシートの写し（※領収書に消費税等の金額を明記してください。）
- ③ 取組み内容のわかる書類（写真等）
- ④ 新型コロナ対策推進宣言等の感染症対策を実施していることがわかるもの
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 営業実績のわかる書類（法人事業概況説明書や確定申告書など）等

詳しくは、下記窓口へご相談いただくか、茅野市ホームページをご覧ください。

## お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課 ☎0266-72-2101（内線 432～434）FAX0266-72-4255

E-mail shoko@city.chino.lg.jp URL <https://www.city.chino.lg.jp>

〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

